## 資源回収売買契約書

(以下「甲」という。)

と資源回収業者

(以下「乙」という。)

との間に回収される資源物の売買契約を、次のとおり締結する。

(回収日及び時間)

第1条 乙は、あらかじめ甲に資源回収予定日と回収時間を連絡する。

(回収場所)

第2条 回収場所は、甲の定めたステーション方式と戸別方式とする。

(回収対象物)

- 第3条 回収対象物は、次の資源物とする。
  - ① 古新聞紙 ・ 古雑誌 ・ ダンボール ・ 紙パック ・ 古繊維類
  - ② 空きビン
  - ③ 空きカン

(資源物の買い取り)

第4条 乙は、前条の資源物が商品であることを十分認識し、正確な計量、適 正な価格で買い取り、受忍限度内の異物は責任を持って回収する。

(代金の支払い)

第5条 乙は、甲に資源回収量の明細を報告し、代金は回収日の翌月の10日 までに支払う。

(契約期間)

第6条 本契約の有効期限は、 年 月 日から 年 月 日までとし、甲・乙双方異議のない場合は、1年間を単位として継続する。

(契約の解除)

第7条 乙が、本契約の条項に反する行為を行なった場合、甲は、契約の解除 を行うことができる。 2 乙が、本契約の解除を行うとするときは、1ヶ月前に甲にその理由を報告し、同意を得なければならない。

(疑義の決定)

第8条 本契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約条項に定めない事項に ついては、甲・乙協議のうえ決定する。

この契約の成立を証するため、本契約書三通を作成し、当時者が記名押印の上、各一通を保有する。

年 月 日

甲 住 所

団体名

代表者

EI

乙 住 所

業者名

代表者

EI